

大阪府告示第143号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定する。

これらの指定は、令和3年2月12日から効力を生ずるものとする。

令和3年2月1日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 放置等を禁止する区域  
堺泉北港浜寺埠頭の一部（別図のとおり）
- 2 放置等を禁止する物件  
船舶、いかだ、船台、浮棧橋、棧橋、係留浮標、係船くい、物置、階段、はしご及びこれらに附帯する物

